

7. 未利用国有地等の処分等の相手方の決定について（平成27年2月20日）

追加

書き換え前	書き換え後
<p>(注) 参考情報として追加で添付したもの。</p>	<p><u>参考</u></p> <p><u>処分相手方決定通知について（通知文書について）</u></p> <p><u>本決議は平成23年5月23日付財理第2199号「未利用国有地等の管理処分方針について」通達に基づき、国有地の処分相手方を学校法人森友学園に決定したものである。</u></p> <p><u>本決議により処分相手方を決定し、文書を手交する予定であったが、森友学園との日程調整に時間を要したことから、処分相手方決定の旨は口頭で通知を行い、文書通知は行わないと整理したものである。</u></p>